

## 書評

中村 広治

## 『リカードゥ体系』

ミネルヴァ書房 1975.8 vi+275ページ

## I

本書の著者がリカードゥ研究の領域で斬新な問題提起を含む論説を発表しはじめてからすでに久しい。本書は、著者が多年にわたる研鑽を踏まえて新たに書き下した意欲的な労作である。戦後のわが国のリカードゥ研究は、マルクスの所説を絶対の評価基準とみなしてその祖述と解説とに終始していた域からようやく脱却して、新資料の発掘と旧資料の批判的検討とに裏づけられた部厚い文献実証的研究という形をとつて出現したスタッフア説の攝取と消化の段階へと移行した。それが研究史に大きな進歩を画したことは疑う余地がないけれども、この新説が定説として定着しはじめ、やがて新たな権威の座を確保するにつれて、いつか学界に沈滞の気がよどみはじめたことも否み難い事実であった。本書は清新で挑戦的でさえある問題提起を数多く含んでいるから、学界の沈滞の気を一掃するものとして、その出版は時機をえたものといえる。

著者はスタッフア説に対して、資料処理の欠陥を摘出し、鋭くかつ深刻な理論的批判を加える。すんで、マルクス経済学の理論研究への沈潜のなかから擱みとった着想に導かれて、著者は独自のリカードゥ像をポジティブに描き出しが、幅広い研究史の批判的検討と豊富な資料の涉獵とに裏打ちされているため、迫力と説得力とに富む論旨が展開されている。

著者はリカードゥ理論の基本骨格を形づくるものが労働価値論にもとづく蓄積論の体系だと捉え、その核心部分が利潤所得の増減を規制する要因の解明と利潤率の長期的趨勢を規制する原理の解明とにおかれていると主張する。著者によれば、この体系では、蓄積ファンドが利潤のみに限定され、また、蓄積誘因が利潤率の高さのみに依存するものとみなされているというのである。著者はこういう見通しの下に、本書前編では、地金論争への参加以来リカードゥ自身がどのような試行錯誤を重ねながら、この理論体系を構築するに至ったかという理論生成史的过程をあとづけ、後編では、完成体系としての『経済学原理』の価値論から分配論に至る理論内容の経済史上における意義を解明しようとつとめている。

## II

前編で、著者は数多くの新説を提出しているが、評者にとくに鮮明な印象を与えたのは、つきの2点である。

第1。著者によれば、1814年3月に、リカードゥはトラワーあての手紙で、「農業者の利潤がその他の産業の利潤を規制する」という見解を提出するとともに、農業の生産性の変化こそが一般的利潤率を左右する究極の要因だという所見を提示していたが、14年6月になると、かれはこの所説をひとまず棚上げしてしまって、一般的利潤率の規制原理解明のために新たな別個のアプローチを採用した。ここで、かれは一般的利潤率の騰落が農工両部門を通ずる全産業の投入・产出比率の変動に依存するという「新定式」を樹立する。そして、この比率が食糧の生産事情の変化にもとづく食糧価格の変化、その結果としての賃金の騰落に依存すると主張したというのである。しかし、著者によれば、リカードゥの「新定式」には重大な難点があるという。当時のかれは投入・产出の差額の測定にあたって、価格タームの分析のなかに実物ターム分析を混入していたというのであって、ここには当時かれが使用価値と価値とを峻別しえなかつたことの反映が見出されるというのである。

第2。著者によれば、15年2月の『利潤論』では、14年3月の「農業者の利潤が商工業利潤を規制する」という見解が復活するとともに、その見解と14年6月以降の産業諸部門全体を通じての投入・产出比率による一般的利潤率の規定という「新定式」との綜合が企てられたという。リカードゥはここで、蓄積に伴う劣等地耕作の進展が農業利潤を低下せしめると説くが、耕境の利潤率が全農業資本の利潤、さらには商工業利潤を規制すると明言する。著者によれば、この命題こそ地代をもっぱら差額地代として捉えることをリカードゥに行わせた拠点だというのである。ところで、かれは上記所論の展開にさいして、農業の投入・产出比率を小麦の物量で測定した。スタッフアはこのアプローチを価値論とは全く無縁な実物ターム分析と規定したが、著者は小麦が価値尺度財として用いられている点に留意する必要を説き、このアプローチが実物ターム分析から価値ターム分析への移行の途次の過渡的理論水準を示すものだと説く。そして、そういう理論的制約のために、上記の農業利潤低下傾向の論証過程には不当な理論上の仮定がもちこまれざるをえなかったというのである。すなわち、第1に、かれは劣等地耕作の進展過程を想定しながら、穀物と製造品との相対価格の不变を仮定して推論したこと、第2に、この同じ過程で穀物賃金一定という恣意的仮定をも

ちこんだことだというのである。

しかし、『利潤論』は、上記の穀物価格および穀物賃金一定の仮定をとりはずしたばあいにも、利潤率の低下傾向が不可避であることを、補足的な形ではあったが説いていた。すなわち、投下労働量による価値規定を論理の基礎として、劣等地耕作→穀価上昇→賃金上昇→利潤率低下という論理的諸環からなる命題がそれである。しかし、著者によれば、当時のかれは、この命題がさきの小麦を価値尺度とする分析手法とは論理的に矛盾することに気づいておらず、異質の論理の並存という形で利潤理論を開拓したというのである。

### III

後編のなかで、評者が最大の感銘をうけた著者の所論はつきの点である。——通説では、『原理』の基本骨格は労働価値論にもとづく3階級3分配分論であるといわれている。だが、『原理』の章別編成をみると、価値が第1章で論じられ、賃金・利潤が第5・6章で論じられているのに、地代は第2章で考察されるという配列であって、これは一見奇異の感を与える。この点について、スタッフは賃金・利潤の相反的運動という命題を最も強く打出すためには、リカードゥとしては賃金・利潤論の考察に先立って「あらかじめ地代を除去」しておくことが好都合だったので、地代論が3分配分論の第1順位におかれることになったのだと説いた。スタッフ説に対して、著者はただ叙述の便宜という理由だけで、地代論の先行を説明するのは不当である、なぜなら、地代論を賃金・利潤論から切り離して論ずるためには、あらかじめ地代が賃金・利潤の分配関係に対して非本質的な契機にすぎないということが論証されていなければならぬからだと主張している。本書によると、『原理』の地代論の章は、単なる第1分配分論とみなしてはならぬような理論内容を含んでいる。そこには、なによりも穀物価値の規制者が耕境の投下労働量にほかならぬという命題の確立と地代を限界内農業資本の下に発生する超過利潤の転化形態とみなす所見の提示がある。ここに表明された見解はリカードゥの価値・剩余価値論の不可欠の構成部分を形づくっており、同時に、地代が商品価値の賃金・利潤への分解に対しては全く非本質的な契機にすぎぬことを明示するものである。かくして、著者は、『原理』の体系を、通説のように、平板な3階級3分配分論と捉えるべきではなく、地代論が第2章に位置づけられて上記のような所論を含むことのうちに、かれの理論体系のダイナミックで立体的な構成を読みとるべきだと提唱している。著者の立論は、本書の最大のメリット

のひとつと評価してよいだろう。

### IV

前後編を通じて、ほかにも随所に創意に富む新説が提示されているから、読者はしばしば瞠目するにちがいない。しかし、新説がつねに大胆な作業仮説なしには生まれない以上、問題の残る論点も少なくないかもしれない。率直にいって、評者にも疑問の個所はいくつかある。しかし、与えられた紙幅はわずかだから、ここではそのうちの1点だけを記すにとどめるほかはない。

著者は14年後半期のリカードゥが使用価値と価値とを峻別できなかったために、投入・産出の差額の測定のさいに、時折実物タームでの把握に陥ったといわれ、その証拠として14年8月11日づけのマルサスあて手紙から、つきの一文を引用している。「個々人は物質的生産をもってかれらの利潤を評価することはできませんが、國民はつねにそうするものです。」(傍点は引用者)と。

しかし、評者はこのような断片的な引用文のみに依存する著者の推論に賛成しかねる。というのは、この手紙には上記引用文につづいてつきのように記されているからである。「もし1815年になってもわれわれが1814年に現有するものとまさに同一量の各種商品を保有するにすぎないなら、われわれは一國民としては少しも富裕の度を増してはいないでしょう。しかし、もし〔この間に〕貨幣の価値が下落するとすれば、この同一量の商品が前年よりも多量の貨幣で価格を表示されることになり、そこで個々人は自分がいっそう富裕になったと思いこむ傾きがありましょう。」

この文章が示唆するように、リカードゥはここでは貨幣価値の下落にもとづく物価の上昇それ自体が真の国富の増進をもたらすかどうかを検討している。かれの意見では、それは貨幣利潤額を増大するが、しかし、増加した貨幣収入の実質購買力が少しも増加しないとすれば、ここには真の利潤の増大は生じなかったといわなければならない。国富の増進は一國民の租税負担力や蓄積のための資力の増進にかかっているが、それらは貨幣利潤額の増減ではなく、その実質購買力の増減に依存するというのである。したがって、かれが「國民はつねに富裕を物質的生産によって評価する」という趣旨を述べたことは、かれが富の社会的再生産を捉えるさいに生産資本循環の視点に立脚していたことを示すにすぎない。これはかれが使用価値と価値との区別さえ知らなかったということを意味するのでもないし、投入・産出の差額を素朴にも実物タームで測定したということを根拠づける理由になるわけでもない。

〔羽鳥卓也〕